

等級	標準報酬月額	報酬月額		健康保険			厚生年金 (坑内員・船員除く)
				介護なし	介護あり	介護のみ	
				5.030% R8.3～	5.840% R8.3～	0.810% R8.3～	
健	年	以上	未満				
1		58,000	63,000	2,917.4	3,387.2	469.8	8,052.00
2		68,000	73,000	3,420.4	3,971.2	550.8	
3		78,000	83,000	3,923.4	4,555.2	631.8	
4	1	88,000	93,000	4,426.4	5,139.2	712.8	8,967.00
5	2	98,000	101,000	4,929.4	5,723.2	793.8	
6	3	104,000	107,000	5,231.2	6,073.6	842.4	
7	4	110,000	114,000	5,533.0	6,424.0	891.0	10,065.00
8	5	118,000	122,000	5,935.4	6,891.2	955.8	10,797.00
9	6	126,000	130,000	6,337.8	7,358.4	1,020.6	11,529.00
10	7	134,000	138,000	6,740.2	7,825.6	1,085.4	12,261.00
11	8	142,000	146,000	7,142.6	8,292.8	1,150.2	12,993.00
12	9	150,000	155,000	7,545.0	8,760.0	1,215.0	13,725.00
13	10	160,000	165,000	8,048.0	9,344.0	1,296.0	14,640.00
14	11	170,000	175,000	8,551.0	9,928.0	1,377.0	15,555.00
15	12	180,000	185,000	9,054.0	10,512.0	1,458.0	16,470.00
16	13	190,000	195,000	9,557.0	11,096.0	1,539.0	17,385.00
17	14	200,000	210,000	10,060.0	11,680.0	1,620.0	18,300.00
18	15	220,000	230,000	11,066.0	12,848.0	1,782.0	20,130.00
19	16	240,000	250,000	12,072.0	14,016.0	1,944.0	21,960.00
20	17	260,000	270,000	13,078.0	15,184.0	2,106.0	23,790.00
21	18	280,000	290,000	14,084.0	16,352.0	2,268.0	25,620.00
22	19	300,000	310,000	15,090.0	17,520.0	2,430.0	27,450.00
23	20	320,000	330,000	16,096.0	18,688.0	2,592.0	29,280.00
24	21	340,000	350,000	17,102.0	19,856.0	2,754.0	31,110.00
25	22	360,000	370,000	18,108.0	21,024.0	2,916.0	32,940.00
26	23	380,000	395,000	19,114.0	22,192.0	3,078.0	34,770.00
27	24	410,000	425,000	20,623.0	23,944.0	3,321.0	37,515.00
28	25	440,000	455,000	22,132.0	25,696.0	3,564.0	40,260.00
29	26	470,000	485,000	23,641.0	27,448.0	3,807.0	43,005.00
30	27	500,000	515,000	25,150.0	29,200.0	4,050.0	45,750.00
31	28	530,000	545,000	26,659.0	30,952.0	4,293.0	48,495.00
32	29	560,000	575,000	28,168.0	32,704.0	4,536.0	51,240.00
33	30	590,000	605,000	29,677.0	34,456.0	4,779.0	53,985.00
34	31	620,000	635,000	31,186.0	36,208.0	5,022.0	56,730.00
35	32	650,000	665,000	32,695.0	37,960.0	5,265.0	59,475.00
36		680,000	695,000	34,204.0	39,712.0	5,508.0	
37		710,000	730,000	35,713.0	41,464.0	5,751.0	
38		750,000	770,000	37,725.0	43,800.0	6,075.0	
39		790,000	810,000	39,737.0	46,136.0	6,399.0	
40		830,000	855,000	41,749.0	48,472.0	6,723.0	
41		880,000	905,000	44,264.0	51,392.0	7,128.0	
42		930,000	955,000	46,779.0	54,312.0	7,533.0	
43		980,000	1,005,000	49,294.0	57,232.0	7,938.0	
44		1,030,000	1,055,000	51,809.0	60,152.0	8,343.0	
45		1,090,000	1,115,000	54,827.0	63,656.0	8,829.0	
46		1,150,000	1,175,000	57,845.0	67,160.0	9,315.0	
47		1,210,000	1,235,000	60,863.0	70,664.0	9,801.0	
48		1,270,000	1,295,000	63,881.0	74,168.0	10,287.0	
49		1,330,000	1,355,000	66,899.0	77,672.0	10,773.0	
50		1,390,000	1,355,000	69,917.0	81,176.0	11,259.0	

○健康保険料率 100.6/1000 介護保険料率 16.2/1000 年金保険料率183.00/1000
 子ども・子育て支援金料率2.3/1000 子ども・子育て拠出金料率 3.6/1000
 ○保険料は事業主と被保険者が折半で負担（子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担）
 ○納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額となります。
 ○被保険者負担分に円未満の端数がある場合
 ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 ②被保険者が被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切捨てし、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注) ①②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理することができます。
 ○令和8年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。
 ※賞与にかかる保険料は支給額から1000円未満の端数を切り捨てて保険料率を乗じた額となります。
 ※賞与の上限は健康保険、介護保険、子ども・子育て支援金：年間573万円まで（年度ごと）となり、厚生年金、子ども・子育て拠出金：150万円（1ヶ月あたり）となります。
 ※令和2年9月より厚生年金の等級の上限が変更となり、新たに32等級(650千円)が設けられました。

令和八年三月発行

三月号

発行所

社会保険労務士法人
 長崎市興善町四番五号

TEL(八三三)三九〇〇番
 FAX(八三六)八七九二番



所報

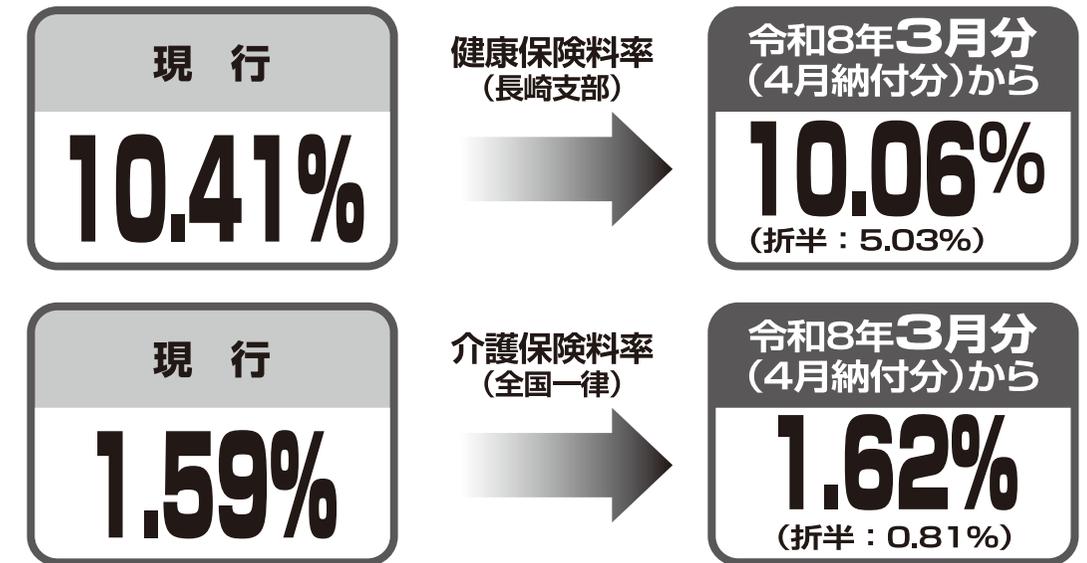
かなはら

令和8年 3月

社会保険労務士法人
 金原事務所

令和8年度 健康保険料についてのお知らせ

健康保険料率・介護保険料率ともに
 令和8年3月から **変更** となります。
 (4月納付分)



- ▶40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ▶変更後の健康保険料率及び介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。また、賞与については、支給日が3月1日の分から適用されます。
- ▶健康保険料率と介護保険料率は、労使折半となります。
- ▶厚生年金保険料は変更ありません。(18.300%・折半 9.150%)

令和8年4月
開始

社会全体で子育てを支える新しい制度として、

子ども・子育て支援制度

が始まります。

■子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月納付分)より支援金の拠出が始まります。

※健康保険の保険料とあわせて徴収されます。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

※支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。

※基本的に支援金額の半分を企業から拠出します。

※賞与からも支援金を拠出します。(標準賞与×支援金率)。



■拡充される給付の例



- 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることを踏まえ、政府が令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定しました。
- 「加速化プラン」による取組を通じて、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業から支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q どうして企業も負担するの？

A 将来の労働力の維持・確保等の観点から、1970年代より企業による児童手当のための拠出が始まり、その後拠出金の使途拡大に応じて、追加的に負担を行ってきた経緯があります。政府は「加速化プラン」により少子化対策を一層強化することとしていることから、それを支える支援金制度は、企業を含めた社会・経済の参加者全員で支え合う仕組みとしています。

Q 給与明細で分けて記載しないとイケないの？

A 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組についてご理解・ご協力をお願いします。

Q 給与だけでなく賞与にも支援金がかかるの？

A 賞与からも支援金を拠出します。これは、健康保険制度や厚生年金保険制度と同様です。

Q 育休期間中や産休期間中は支援金が免除されるの？

A 企業の従業員については、健康保険料や厚生年金保険料と同様に支援金も免除されます。

Q 海外赴任中は支援金を払う必要があるの？

A 海外赴任中であっても、日本の健康保険制度の加入者は、健康保険料や厚生年金保険料と同様に支援金も拠出します。

